

# 特 定 健 康 診 査

## 受診ガイド

滋賀県市町村職員共済組合の特定健康診査は

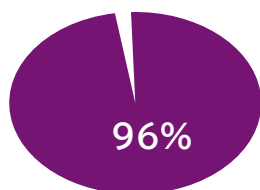
**4つ**の受診方法から選べます

医療機関で受診

住民健診で受診

巡回特定健康診査  
に行く

合同家族健診  
を予約する



組合員はほぼ全員が特定健康診査を受けています

私も受けなきゃ！





## 特定健康診査の対象者は？

**40歳～74歳の方(S23.4.2～S59.3.31生まれ)**

- ★ 令和5年4月1日時点で共済組合の資格取得していること
- ★ 健診実施日において資格喪失していないこと  
(年度途中で資格喪失した場合、喪失日以降に受診することはできません。保険証とあわせて特定健康診査受診券を返却してください。)



今年度40歳になる方  
誕生日より前の受診OK

今年度75歳になる方  
75歳の誕生日の前日までに受診してください。



## 検査項目は？

- 診察
- 計測(身長・体重・腹囲・BMI)
- 血圧測定
- 尿検査(糖・蛋白の有無)
- 血液検査(肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査)

医師の判断により貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査及びeGFRが追加される場合があります。



## 健診費用は？

特定健康診査は  
**無料**です！

特定健康診査(特定健診)は、生活習慣病の予防のためにメタボリックシンドロームに着目した健診です。  
内臓脂肪が蓄積されると、血圧の上昇や動脈硬化を引き起こします…。動脈硬化は日本人の死亡原因上位の「心臓病」「脳卒中」といった生活習慣病発症に繋がります。

※「巡回特定健康診査」、「合同家族健診」の有料オプション検査は全額自己負担となります。



## どうやって受けたらいいの？

まずはオススメの受診方法をチェック！

### 方法① (4ページ)

近くの医療機関  
で受診する

### 方法② (4ページ)

住民健診  
で受診する

- ✓ 健診は家の近くで受診したい！
- ✓ 受診のタイミングはなるべく自由に選びたい！

### 方法③ (5ページ)

巡回特定健康診  
査で受診する

- ✓ 予約不要だと受けやすい！
- ✓ せっかく受診するならおトクなのがいい！
- ✓ 行きやすい会場がいい！

### 方法④ (6ページ)

合同家族健診  
で受診する

- ✓ 健診会場や受診の時間帯をしっかりと予約しておきたい！
- ✓ 病院以外の会場で受診したい！
- ✓ 有料でもがん検診もあわせて受診したい！

詳細をチェック！

他にも・・・

### 情報提供A (7ページ)

「治療中患者情報」  
を提供する

慢性疾患等の治療のため、医療機関に通院している方  
医療機関で血液検査を受けている方

### 情報提供B (8ページ)

健診結果のコピーを  
提出する

パート等で働いており、その勤務先で健診が受けられる方

## 方法

①

### 近くの医療機関(健診機関)で受診する

おすすめ  
ポイント

- ◎ 受けやすい医療機関や健診機関を自分で選べる!
- ◎ 受診の日時を調整しやすい!

#### 受診の流れ

特定健康診査を受け  
る医療機関または健  
診機関を選ぶ。



医療機関または健診機  
関に予約の連絡をする。  
(予約が不要の場合もあります。)



健診を受ける



\*滋賀県内の受診できる医療機関は、資料4「令和5年度 実施機関一覧表」のとおりです。

\*滋賀県外の受診可能な医療機関は、社会保険診療報酬支払基金のホームページ(<https://www.ssk.or.jp/kikankensaku/index.html>)を確認してください。(二次元コード読み取りでアクセスできます。)

\*実施機関一覧表等に記載の医療機関等でも、契約の解除等により受診できない場合がありますので、必ず受診前に確認をお願いします。

## 方法

②

### 住民(集団)健診会場で受診する

お住まいの市町村が実施する、住民(集団)健診の特定健康診査実施会場で受診することも可能です。

住民(集団)健診の日程や会場は、各市町が発行する広報紙等でご確認ください。

\*同時に受診できる検診等については、各市町の住民(集団)健診担当課へお問い合わせください。

## 方法

③

### 巡回特定健康診査で受診する

#### おすすめ ポイント

- ◎ 予約なしで受診可能！
- ◎ 他の受診方法より検査項目が豊富！
- ◎ 約12,000円の健診が無料で受けられる！

\* 「巡回特定健康診査」の実施機関は一般財団法人 滋賀保健研究センター です。

#### 受診の流れ

資料2「令和5年度 巡回特定健康診査のおしらせ」から都合の良い受診会場を選ぶ



健診を受ける

**予約不要** 🎵

当日、健診会場に行くだけ！

滋賀県市町村職員共済組合は、今年度も滋賀県内を巡回し、特定健康診査を実施します。

**県内14会場(19日程)**のいずれかから、ご都合の良い日に会場へ。

日程や実施内容の詳細は、資料2「令和5年度 巡回特定健康診査のおしらせ」をご覧ください。

#### 巡回特定健康診査だけの特典

#### 無料の付加検査アリ！！

基本の特定健康診査の受診項目プラス

- ① 心電図検査
- ② 血液検査(貧血・腎機能・痛風・膵機能検査)
- ③ 2種類から選べる！腫瘍マーカー検査

これらの検査も無料で受診できます！

他にも、健診実施機関が用意する有料のオプション検査をあわせて受診できます。詳しくは、資料2「令和5年度 巡回特定健康診査のおしらせ」内「オプション検査のご案内」をご覧ください。

めっちゃ  
おトクやん！



## 方法

④

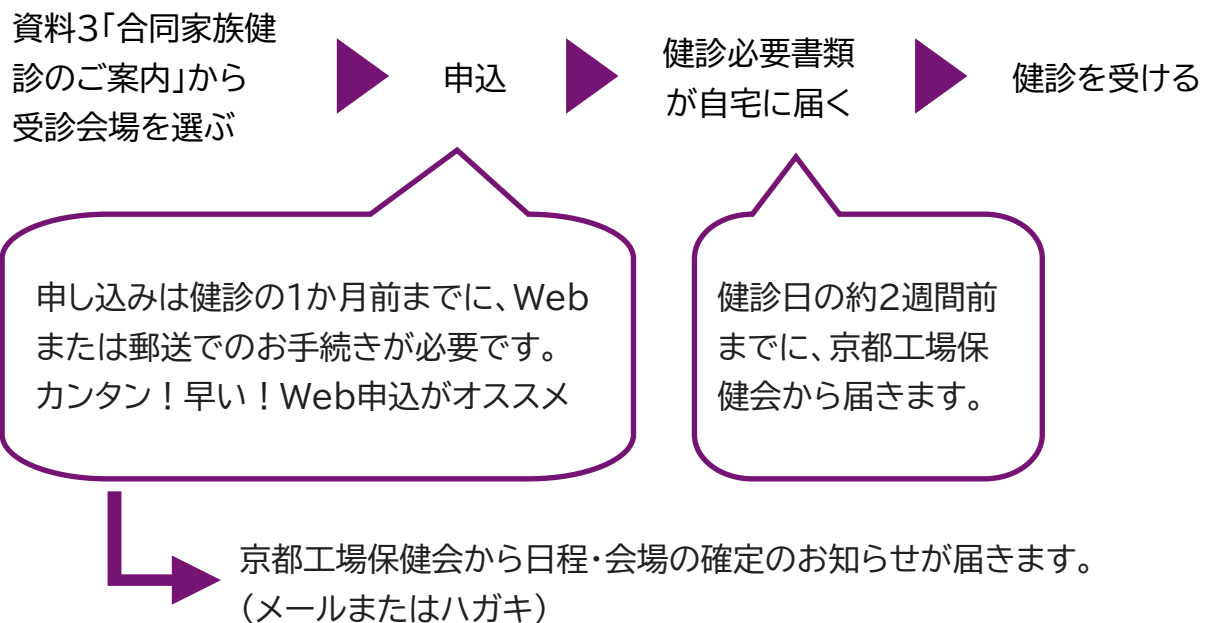
# 合同家族健診で受診する

### おすすめ ポイント

- ◎ 滋賀県はもちろん、県外の会場も豊富な日程！
- ◎ 会場にはホテルやショッピングモールも♪
- ◎ 有料で乳がん検診や胃検診の受診が可能！

\* 「合同家族健診」の実施機関は一般財団法人 京都工場保健会 です。

### 受診の流れ



### 有料オプション検査

あります

|      |         |
|------|---------|
| 乳房検査 | 大腸検査    |
| 子宮検査 | 腹部超音波検査 |
| 胸部検査 | 心電図検査   |
| 胃部検査 | 眼底検査    |

健診の申し込みは

**令和5年12月31日(日)**

まで

<申し込みは先着順です>

\* 合同家族健診の詳細は、資料3「合同家族健診のご案内」を必ず確認してください。

## 情報提供 A

### 「治療中患者情報」を提供する

#### 情報提供 可能な方

- ◎ 慢性疾患等の治療のため、医療機関に通院している方
- ◎ その医療機関で血液検査を受けている方

慢性疾患等で通院中の方で特定健康診査を受診しない場合、治療中の医療機関から共済組合に情報提供をしていただくことで、特定健康診査を受診したとみなされます。

\*提供情報は、特定健康診査の健診項目の情報に限ります。

#### 情報提供の流れ

治療中の医療機関に令和6年3月31日までにお申出ください。

治療中の医療機関に  
「治療中患者情報の提供をしたい」と申し出る

必要書類※  
を提出する

腹囲測定

⚠ 医療機関によっては、情報提供できないことがあります。

滋賀県外の医療機関や滋賀県立総合病院など、情報提供ができない医療機関があります。資料4「令和5年度 実施機関一覧表」に記載がある医療機関は情報提供可能です。

⚠ 治療中に行った検査項目が特定健康診査の健診項目を満たしていない場合、情報提供はできません。

情報提供ができない場合…

特定健康診査を  
受診しましょう！



#### ※必要書類

- ① 特定健康診査受診券
- ② 治療中患者情報提供票（資料5）
- ③ 治療中患者情報提供請求書（資料6）

（組員被扶養者証、任意継続組員証、任意継続組員被扶養者証のいずれかを持参してください。）

\*医療機関から共済組合へ「治療中患者情報提供票」により情報提供されます。

\*受診者には医療機関から「治療中患者情報提供票」の写しが交付されます。

## 情報提供 B

### 健診結果のコピーを提出する

情報提供  
可能な方

- ◎ お勤め先で令和5年度中に定期健診が受けられる方
- ◎ 特定健康診査以外の方法で健診を受診した方

### 提出するもの

- ① 特定健康診査受診券
- ② 健診結果のコピー

提出の際は、今回のご案内に同封しております返信用封筒をご利用ください。提出していただくことで、特定健康診査を受診されたとみなします。



職場で定期健診を受診した方は、健診結果の提出にご協力をお願いします！！

## ○●！！健診受診日までの注意点！！●○

受診の前日は、アルコールの摂取や激しい運動は控えてください。

#### \*午前中に受診する場合

血糖値等の検査結果に影響を及ぼさないために、健診前の10時間以上は、水以外の飲食物はできるだけ控えてください。

#### \*午後に受診する場合

朝食は軽めにし、健診まで水以外の飲食物はできるだけ控えてください。

### 受診日のもちもの

特定健康診査受診券  
と

- ・組合員被扶養者証
- ・任意継続組合員証
- ・任意継続組合員被扶養者証  
のいずれか

その他、健診実施機関が必要とする書類等